

福岡県知事登録の建築士に対する懲戒処分

処分年月日	建築士の氏名	二級・木造の別	登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和7年3月17日	星 田 哲 平	二級	第30777号	令和7年5月1日 から3月間の業務 停止	建築士たる代理者として建築基準法第6条の2第1項の規定に基づき交付が義務付けられている確認済証について、国土交通大臣等の指定を受けた者による確認を受けていないにも関わらず、虚偽の確認済証を作成し、対外的に使用した。この事実は、建築士法第10条第1項第2号に該当する。
令和8年9月16日	水 本 美 穂	二級	第29069号	令和8年10月1日 から1月間の業務 停止	建築士として、建築士法第23条の規定に基づき登録を受けることが義務づけられている建築士事務所の登録を受けず、他人の求めに応じて報酬を得て設計業務を行い、無登録業務の禁止を規定する同法第23条の10第1項に違反した。この事実は、建築士法第10条第1項第1号に該当する。